

松本市青少年育成センター（松本市補導委員協議会）補導委員の活動内容

1 巡回活動について

センター補導と地域補導があり、それぞれ約2時間の巡回活動を行います。

学校、幼稚園・保育園、児童館、交番、市施設、コンビニエンスストア、スーパーマーケット、その他を巡回し、青少年（特に地域では小中学生）の見守り、あいさつなどの声かけ、危険個所の把握等をします。

(1) センター補導（年間8回）

- ・各班（4人～5人）で、松本駅及び南松本駅周辺の市街地等を、主に平日の午後（平日の午前、土曜日の午後の場合もある）巡回します。
- ・各コース、約2時間程度歩いて巡回します。（巡回2時間、打合せ等30分）
- ・補導の実施日と実施コースは、「街頭補導計画表」によって決められます。
- ・計画表の補導日に都合がつかず、欠席した場合は、他の班の日がちで活動することもできます。

(2) 地域補導（年間8回）

- ・松本市内を10ブロックに割振ります。（各地域での活動になります。）
- ・ブロックごとに、地域班が編成され、班（4人～5人）ごとに巡回活動を行います。巡回コース、実施時期等は、それぞれの地域で設定します。
- ・当日は、地域づくりセンター等に集合し、打ち合わせをしてから巡回活動を行います。
- ・原則は、徒歩で活動を行いますが、郊外地域は車で巡回し、終了後、反省会を行います。

(3) 夜間補導（年間1回）

- ・夏（7～8月学校の夏休み期間）の夜に、市街地の遊技場等を巡回します。
- ・打合せと徒歩巡回で2時間程活動します。

2 「学校補導委員との合同補導」と「青少年に有害な地域環境実態調査」について

(1) 学校補導委員との合同補導（年1回：地域補導を含む）

年1回（7、8月頃）、各小学校の補導担当教諭（学校補導委員）各地区内を巡回します。

(2) 青少年に有害な地域環境実態調査（年1回：地域補導を含む）

毎年11月1日～20日頃の間、各地区子ども会育成会理事と共に、「青少年に有害な地域環境実態調査（20歳未満禁止の酒、タバコ、成人向け雑誌等の店舗での陳列状況等の調査、報告）」を行います。

3 研修会等への出席について（補導の活動とは別に開催されます。）

(1) 補導委員

研修会（年間4回）と総会に出席します。

(2) 班長、ブロック長

補導委員の研修会等への参加の他、班長とブロック長は、班長会、班長研修会、青少年健全育成関係の大会等に出席します。

4 報酬・補償について

(1) 補導活動に対して報酬（3,300円/回）を年4回に分けて支給します。

(2) 集合場所までの距離が往復4km以上の場合、規定に基づき旅費を支給します。

(3) 補導活動中の災害については、「松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」を適用します。

5 任期について

任期は2年間です。

令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

任期中途で委嘱された場合は、残任期間とします。